

佐倉市ふるさとまちづくり応援のための寄附に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐倉市ふるさとまちづくり応援のための寄附に関する条例（平成21年佐倉市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受入れ等)

第2条 寄附金の受入れは、随時行う。

2 寄附は、佐倉市ふるさとまちづくり応援寄附金申込書（別記様式第1号）又は払込取扱票（別記様式第1号の2）により受け付けるものとする。

3 市長は、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものと認められる場合は、寄附の受入れを拒否し、又は收受した寄附金を返還することができる。

4 市長は、前項の規定により、寄附の受入れを拒否し、又は受領した寄附金を返還する場合は、寄附をしたもの（以下「寄附者」という。）にその理由を説明するとともに、その理由及び経過を記録するものとする。

(納入の通知等の特例)

第2条の2 佐倉市財務規則（平成元年佐倉市規則第6号）第32条に規定する納入の通知及び同規則第57条に規定する現金等による寄附の受納に関する事務は、前条第2項の払込取扱票により寄附を受け付ける場合においては、省略することができる。

(負担付き寄附の受入れ)

第3条 条例第5条第1項の規定により寄附金の使途を指定された寄附が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第9号の負担付きの寄附に係るもの場合は、当該寄附の条件の履行が可能な場合に限り收受できるものとし、議会の議決を得た上でこれを收受するものとする。

(寄附金受領証明書)

第4条 市長は、寄附金を收受したときは、寄附者に寄附金受領証明書（別記様式第2号）を交付するものとする。

2 寄附金受領証明書は、紛失し、破損し、又は汚損したことを理由として寄附者から再交付の申請があったときは、再交付することができる。

(寄附者への配慮等)

第5条 市長は、条例第4条の規定により寄附金が基金へ積み立てられたときは、その管理、処分

その他寄附金の運用に当たり、寄附者の意向が反映できるよう、寄附が行われた日が属する年度から起算して3年以内に該当事業費に充当するよう努めるものとする。

2 市長は、寄附者に対し、別に定めるところにより、必要と認める配慮を行うことができる。

(寄附金管理台帳等の整備)

第6条 市長は、收受した寄附金の適正な管理を行うため、佐倉市ふるさとまちづくり応援寄附金管理台帳（別記様式第3号）及び寄附金異動管理台帳（別記様式第4号）により、条例第3条各号の事業区分ごとに寄附金の管理を行うものとする。

(事業完了の報告)

第7条 市長は、寄附金を充てた事業が完了したとき（2年度以上にわたる継続事業の場合は、当該寄附金を充当した年度における事業が完了したとき）は、当該事業の成果について、寄附者に報告するものとする。

(情報の提供)

第8条 市長は、寄附者から寄附金の使途についての照会があったときは、その情報を提供するものとする。

(運用状況の公表の方法)

第9条 条例第7条の規定による運用状況の公表は、条例第4条の寄附金の管理及び運用の状況並びに寄附者の住所、氏名及び寄附の内容について、インターネットを利用して公表するものとする。ただし、氏名等の公表について、寄附者が匿名を希望する場合は、この限りでない。

2 寄附金を充てた事業が完了したとき（2年度以上にわたる継続事業の場合は、当該寄附金を充当した年度における事業が完了したとき）は、速やかにその旨をインターネットを利用して公表するものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第25号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月7日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

（宛先）佐倉市長

住所（所在地）

氏名（団体名・代表者名）

連絡先（電話・FAX・メールアドレス）

佐倉市ふるさとまちづくり応援寄附金申込書

下記のとおり、佐倉市ふるさとまちづくり事業に寄附をしたいので申し込みます。

記

1 寄附金の額 金 円

2 使途の指定（希望される事業の指定欄に「○」をつけてください。）

事業の種類	指定欄	具体的な指定事業名がある場合は記入してください。	寄附金額
1 保健福祉の増進に関する事業			円
2 豊かなみどりの維持保全に関する事業			円
3 学校教育の振興に関する事業			円
4 市民文化の振興に関する事業			円
5 公共施設、都市基盤等の整備又は改修に関する事業			円
6 観光の振興に関する事業			円
7 スポーツの振興に関する事業			円
8 市長が活力あるまちづくりに必要と認める事業			円

3 氏名等の公表について（該当する番号に「○」をつけてください。）

1 住所地の都道府県、市町村名、氏名、寄附内容について公表を希望する。
2 住所地の都道府県、市町村名と寄附内容のみ希望する（匿名を希望する。）。
3 全てについて公表を希望しない。

4 メッセージ（ご自由にお書きください。） 公表を希望する・公表を希望しない

注 以下のことをご理解いただいた上でお申し込みください。

- 1 使途の指定がない場合は、「8 市長が活力あるまちづくりに必要と認める事業」の指定があったものとみなさせていただきます。
- 2 やむを得ず、使途が指定された事業の実施ができない場合や、当該事業を実施した上で寄附金に残金が発生した場合は、通知をした上で、市長が認める他の事業に充当させていただきます。
- 3 市が上記寄附金に係る納入通知書を発行した場合でも、この申込みの日から起算して6か月を経過する日までの間にその納入がないときは、当該6か月を経過する日においてこの申込みは撤回されたものとみなさせていただきます。

寄附金受領証明書

住所（所在地）

氏名（団体名・代表者名）

寄附金額 _____ 円

佐倉市ふるさとまちづくり応援寄附金として、 _____ 年 _____ 月 _____ 日に上記の
金額を受領したことを証明します。

年 _____ 月 _____ 日

佐倉市長

印

[注意]

個人の方

今回の寄附金は、所得税及び住民税の寄附金控除の対象となります。確定申告の際、本証明書が必要となりますので大切に保管してください（既発行の領収書では控除を受けられない場合があります。）。

なお、詳細につきましては、税務課又は所轄の税務署へお問い合わせください。

法人の方

今回の寄附金は、法人税額を算出する際に損金への算出が認められる場合がありますので、本証明書は大切に保管してください。

なお、詳細につきましては、所轄の税務署へお問い合わせください。

様式第1号の2 (第2条関係)

07	東京	払込取扱票		払込料金 加入者負担	
口座記号番号				金額	
001105				963055	
加入者名	佐倉市ふるさとまちづくり応援寄附金			備考	
ご 依 頼 人	※ご希望する事業の左欄へ「○」を、右欄に寄附金額を記入してください				
	事業の種類	充当寄附金額	事業の種類	充当寄附金額	
	保健福祉の増進に関する事業	円	公共施設、都市基盤等の整備、改善に関する事業	円	
	豊かなみどりの維持保全に関する事業	円	観光の振興に関する事業	円	
	学校教育の振興に関する事業	円	スポーツの振興に関する事業	円	
市民文化の振興に関する事業	円	指定なし	円		
※右記のご希望する事項に「○」を指定してください。		市ホームページへの公表	氏名	承認する・承認しない	
			金額	承認する・承認しない	
おところ(郵便番号)			日 附 印	様	
おなまえ (電話番号)					
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号東第71040号)					
これより下部には何も記入しないでください。					

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	001105				払込料金 加入者負担
加入者名	佐倉市ふるさとまちづくり 応援寄附金				
金額	963055				
ご依頼人	様				
備考	日附印				

この受領証は、大切に保管してください。

